

◆◆◆ 令和5年度 富谷市奨学資金貸付金申込みの手引き ◆◆◆

この奨学金制度は、富谷市出身の学生及び生徒であって、経済的理由により修学困難な者に対し、奨学生本人の意思に基づき、富谷市が無利子で奨学金の貸付を行うものです。

貸付を受けた奨学金は、奨学生自身が卒業後に全額償還することになりますので、本書をよく読み、制度の趣旨を理解の上、申込み願います。

【申請資格】

下記の要件をすべて満たし、学校長の推薦を受けた者

- ① 本市に1年以上居住している者の子どもなどで、高等学校以上の学校に入学及び在学する者
※大学院は対象外です。
- ② 志操が堅く、意欲がある者
- ③ 生計を同一にする者の事情により、奨学金の貸付がなければ入学及び在学が困難であり、他の奨学資金団体又は個人からの貸付及び給付を受けていない者

【奨学生の決定】

4月初旬に奨学生選考委員会で提出書類をもとに審議・推薦を行い、教育委員会において奨学生を決定します。なお、採用結果は4月中旬に郵便で通知し、教育委員会が定めた期日までに誓約書等の必要書類を提出した者が奨学生として正式決定となります。

【貸付期間及び貸付金額等】

奨学生が入学または在学する学校の正規の修業期間、貸付します。

貸付区分	貸付金額	
入学した際に一時金として貸付する奨学金 (新規入学者で希望する方へ初回のみ貸付)	高等学校・高等専門学校	200,000円
	大学・短期大学・専修学校の 専門課程	300,000円
在学期間中において定期に貸付する奨学金	高等学校・高等専門学校	月額 20,000円
	大学・短期大学・専修学校の 専門課程	月額 30,000円

※専修学校の専門課程については、入学（在学）する学校が対象となるかを事前に確認願います。

【貸付方法】

毎年度3期に区分し、奨学生本人の口座へ振込みます。

- 1期分 4月分から7月分までを4月末までに交付（入学一時金を含む）
- 2期分 8月分から11月分までを8月中に交付
- 3期分 12月分から3月分までを12月中に交付

【連帯保証人・保証人】

下記の要件をすべて満たす者が1名ずつ必要となります。

- 連帯保証人** ○申請者の保護者または親権者のうち、本市に居住する者
○市長が保証能力を有するものと認める者（税金の滞納がない者）
- 保証人** ○申請者または連帯保証人以外の者で、独立の生計を営み、宮城県内に居住する者
○市長が保証能力を有するものと認める者（税金の滞納がない者）

※奨学生として正式決定する際の誓約書や個人情報利用に関する同意書、貸付終了後の借用証書等、奨学生が提出する書類にはその都度、連帯保証人及び保証人の自署・押印が必要となります。原則として、この方々が奨学金の償還に関する一切の責任を負い、奨学生の身元を保証することになりますので、あらかじめ理解の上、申込み願います。

【奨学金の償還について】

奨学金は、貸付を受けた奨学生本人が責任をもって償還するものですが、滞納した場合には連帯保証人及び保証人にも償還義務が課せられます。そのため、滞納が続く場合には督促状を送付するほか、自宅及び会社への訪問、奨学金償還についての法的措置を行う場合があります。

- 学校卒業の日の1年後から6年以内に償還していただきます。
- 卒業後に償還明細書を送付します。月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法を選択し、期別ごとに償還金額を設定します。

【奨学生となったら…】

奨学生としての自覚をもち、学生または生徒としてふさわしい生活態度で学業に励んでください。また、貸付期間中は、毎年在学証明書及び成績証明書を指定した期日までに提出していただきます。もし、規則や期日を厳守できない場合には、奨学生を取り消す場合もありますのでご注意願います。なお、下記に該当することになった場合には、学校教育課に連絡の上、異動届の提出が必要となります。

- 休学や退学または奨学金を必要としない理由が生じたとき
- 家族全員が本市から転出したとき

【申込期間及び申込先】

- 申込期間** 令和5年2月1日（水）～ 令和5年3月20日（月）まで
 - 受付時間** 午前8時30分から午後5時30分
 - 申込先** 富谷市教育委員会 学校教育課（富谷市役所2階） ☎022-358-0521（直通）
- ※ 本人の意思確認をいたしますので、申請者本人が下記書類と印鑑を持参の上、提出願います。

《提出書類》

- 1 合格通知書の写し（在学中の場合は在学証明書） 1通
 - 2 奨学生採用願（様式第1号） 1通
 - 3 奨学生推薦調書（様式第2号） 1通
- ※新入学の場合は卒業予定または最終卒業学校長、在学中の場合は在学学校長の推薦を受け、**厳封の上**、提出してください。指定様式による記入が難しい場合は、お問合せください。
- 4 以下に掲げる証明書類 各1通

※本人以外が取得する場合※ 委任状が必要となる証明書もあり ますので、事前に確認願います。	申請者	連帯保証人		保証人
		申請者と 同一世帯	申請者と 別世帯	
住民票	○ 本籍記載 世帯全員分	左記 1通で可	○ 本籍記載 本人分	○ 本籍記載 本人分
印鑑証明書	不要	○	○	○
所得証明書 または 非課税証明書…(1)	○ 令和4年度 世帯全員分	左記 1通で可	○ 令和4年度 本人分	○ 令和4年度 本人分
納税証明書 (未納がない証明書)…(2)	○ 世帯全員分	左記 1通で可	○ 令和4年度 本人分	○ 令和4年度 本人分

- (1) 所得証明書については、令和4年度 市・県民税 特別徴収税額の通知書の写しでも可。同一世帯員のうち、収入を有する者については所得証明書、収入を有しない学生以外の者については非課税証明書を提出してください。
- (2) 納税証明書については、同一世帯員のうち、納税義務を有する者についてはすべての税目に未納がない証明書を提出してください。